

# ○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数を利用 定員を超 える場合	入所支援 計画が作 成されない 場合	身体拘束 廃止未実 施減算	職業指導 員を配置し ている場合 (1日につき)	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	乳幼児加 算	心理担当職 員を配置し ている場合 (1日につき)	看護職員 配置加算 (Ⅰ)	看護職員 配置加算 (Ⅱ)	児童指導員 等加算加算 (1日につき)	ソーシャル ワーカー配置 加算
イ 知的障 害児の場 合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	( 941単位)			+49単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位	1日につき +159単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 823単位)			+148単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,697単位)			+49単位									
		(三)当該施設が単独施設	( 941単位)			+73単位					+91単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位	1日につき +79単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 654単位)			+49単位									
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+49単位									
		(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+49単位									
	(4)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 623単位)			+49単位									
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+49単位									
		(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+49単位									
	(5)定員31人以上40人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 688単位)			+39単位									
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+39単位									
		(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+39単位									
	(6)定員41人以上50人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 614単位)			+29単位									
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+29単位									
		(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+29単位									
	(7)定員51人以上60人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 590単位)			+26単位									
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+26単位									
(三)当該施設が単独施設		( 863単位)			+26単位										
(8)定員61人以上70人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 568単位)			+23単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+23単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+23単位										
(9)定員71人以上80人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 545単位)			+20単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+20単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+20単位										
(10)定員81人以上90人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 526単位)			+17単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+17単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+17単位										
(11)定員91人以上100人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 504単位)			+14単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+14単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+14単位										
(12)定員101人以上110人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 501単位)			+13単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+13単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+13単位										
(13)定員111人以上120人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 499単位)			+12単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+12単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+12単位										
(14)定員121人以上130人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 496単位)			+11単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+11単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+11単位										
(15)定員131人以上140人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 493単位)			+10単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+10単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+10単位										
(16)定員141人以上150人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 490単位)			+9単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+9単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+9単位										
(17)定員151人以上160人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 485単位)			+9単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+9単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+9単位										
(18)定員161人以上170人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 481単位)			+9単位										
	(二)当該施設が主たる施設	( 1,090単位)			+9単位										
	(三)当該施設が単独施設	( 863単位)			+9単位										

□ 自閉症児の場合	(19)定員171人以上180人以下	(477単位)	+8単位	+6単位	+7単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位	1日につき +9単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(473単位)	+8単位	+6単位	+7単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +8単位	
	(21)定員191人以上	(470単位)	+8単位	+6単位	+6単位 +7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +8単位	
	(1)定員30人以下	(831単位)	+49単位	+26単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位	1日につき +33単位	
	(2)定員31人以上40人以下	(759単位)	+39単位	+26単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位	1日につき +40単位	
	(3)定員41人以上50人以下	(721単位)	+29単位	+20単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +24単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位	1日につき +32単位	
ハ 盲児の場合	(4)定員51人以上60人以下	(688単位)	+26単位	+17単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	1日につき +26単位	
	(5)定員61人以上70人以下	(657単位)	+23単位	+15単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	1日につき +23単位	
	(6)定員71人以上	(626単位)	+20単位	+13単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位	
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,225単位)	+296単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		(二)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
(二)当該施設が単独施設		(971単位)	+49単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位	
(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,870単位)	+49単位	+51単位	+70単位 +96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	1日につき +106単位	
	(三)当該施設が単独施設	(971単位)	+73単位	+49単位	+70単位 +96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	1日につき +79単位	
(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(682単位)	+98単位	+34単位	+47単位 +58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +51単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	1日につき +53単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,337単位)	+49単位	+34単位	+47単位 +58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +51単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	1日につき +53単位	
	(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +43単位	
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(633単位)	+73単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,122単位)	+59単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(567単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,005単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(三)当該施設が単独施設	(856単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(533単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(856単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(三)当該施設が単独施設	(856単位)	+49単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(754単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +43単位	
	(二)当該施設が単独施設	(754単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +43単位	
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(701単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(二)当該施設が単独施設	(701単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	

二ろあ児の場合	10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (615単位)	+29単位	ホ 重度障害児支援加算(V) 1日につき+143単位 ヘ 重度障害児支援加算(VI) 1日につき+171単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+78単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位	+28単位 +32単位	1日につき+32単位																									
		(二)当該施設が単独施設 (615単位)							+20単位																								
	11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (593単位)	+26単位						イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	+25単位 +26単位	1日につき+26単位																						
		(二)当該施設が単独施設 (593単位)										+17単位																					
	12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (572単位)	+23単位									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	+23単位 +22単位	1日につき+23単位																			
		(二)当該施設が単独施設 (572単位)													+15単位																		
	13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (550単位)	+20単位												イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	+20単位 +19単位	1日につき+20単位																
		(二)当該施設が単独施設 (550単位)																+13単位															
	14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (531単位)	+17単位															イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位	+17単位 +17単位	1日につき+18単位													
		(二)当該施設が単独施設 (531単位)																			+11単位												
	15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (510単位)	+14単位																		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	+14単位 +15単位	1日につき+16単位										
		(二)当該施設が単独施設 (510単位)																						+10単位									
	1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (1,225単位)	+296単位																					イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	+141単位 +145単位	1日につき+159単位							
		(二)当該施設が単独施設 (966単位)																									+49単位						
	2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)	+148単位																								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	+141単位 +145単位	1日につき+159単位				
		(二)当該施設が単独施設 (966単位)																												+49単位			
	3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)	+148単位																											イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	+141単位 +145単位	1日につき+159単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1,857単位)																															+102単位
		(三)当該施設が単独施設 (966単位)																															+49単位
	4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (683単位)	+98単位																														イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
(二)当該施設が主たる施設 (1,326単位)		+49単位																															
(三)当該施設が単独施設 (880単位)		+49単位																															
5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (636単位)	+73単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	+70単位 +96単位	1日につき+78単位																												
	(二)当該施設が主たる施設 (1,120単位)					+49単位																											
	(三)当該施設が単独施設 (880単位)					+49単位																											
6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (563単位)	+59単位				イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	+47単位 +58単位	1日につき+63単位																									
	(二)当該施設が主たる施設 (949単位)								+49単位																								
	(三)当該施設が単独施設 (851単位)								+49単位																								
7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (536単位)	+49単位							イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +46単位	+47単位 +58単位	1日につき+63単位																						
	(二)当該施設が主たる施設 (851単位)											+34単位																					
	(三)当該施設が単独施設 (851単位)											+34単位																					
8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (750単位)	+39単位										イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	+38単位 +41単位	1日につき+45単位																			
	(二)当該施設が単独施設 (750単位)														+20単位																		
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (698単位)	+39単位													イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	+38単位 +41単位	1日につき+40単位																
	(二)当該施設が単独施設 (698単位)																	+20単位															
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (612単位)	+29単位																イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位	+28単位 +32単位	1日につき+32単位													
	(二)当該施設が単独施設 (612単位)																				+20単位												
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (590単位)	+26単位																			イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	+25単位 +26単位	1日につき+26単位										
	(二)当該施設が単独施設 (590単位)																							+17単位									

(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(570単位)	+23単位	+19単位	+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	1日につき +23単位						
	(二)当該施設が単独施設	(570単位)												
	(一)当該施設が主たる施設	(548単位)							+20単位	+13単位	+20単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位
	(二)当該施設が単独施設	(548単位)												
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(528単位)	+17単位	+11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位	1日につき +18単位						
(二)当該施設が単独施設	(528単位)													
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(509単位)	+14単位	+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	1日につき +16単位						
(二)当該施設が単独施設	(509単位)													
不登校・不自由児の場合	(1)定員50人以下	(753単位)	ト 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +78単位	+20単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +20単位						
	(2)定員51人以上60人以下	(739単位)							+17単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	1日につき +26単位		
	(3)定員61人以上70人以下	(724単位)											+19単位	+22単位
	(4)定員71人以上	(708単位)							+13単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位) (2)定員61人以上90人以下 (172単位) (3)定員91人以上 (150単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として、1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として、1日につき448単位を加算)

入院時特別加算(算月3回を限る)	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき15単位を加算)	
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)	
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)	
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)	
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)	
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(17)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)	

栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

注 サテライト型として実施する場合 +308単位

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×95/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×72/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×40/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位数×8/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
-----------------	-----------------------	---

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×43/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×39/1,000)	